

○海上自衛隊の予備自衛官の任免等の実施要領に ついて（通達）

昭和 45 年 7 月 16 日
海幕人第 3628 号

改正 平成 10 年 12 月 8 日 海幕人第 5716 号〔第 1 次改正〕
平成 19 年 1 月 5 日 海幕人第 9 号（内部部局等の改編に伴
う関連通達の一部変更について（通達）第 1 項による改正）
平成 28 年 5 月 18 日 海幕人第 171 号〔第 2 次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

海上自衛隊の予備自衛官の任免等の実施要領について（通達）

標記について、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 1 号。以下「訓令」という。）及び海上自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達（昭和 45 年海上自衛隊達第 49 号。以下「達」という。）に規定するもののほか、下記のとおり定める。

記

1 志願案内書等の配布

- (1) 海幕人事計画課長は、自衛官退職時の予備自衛官募集用として、予備自衛官志願案内書及び予備自衛官志願票用紙を、各総監部人事課長あてに適時送付するとともに、自衛官退職後の予備自衛官募集用として、同志願案内書を、各地方協力本部長あてに送付する。
- (2) 各総監部人事課長は、前号による志願案内書及び志願票用紙の送付を受けた場合には、これを警備区域内に所在する主な部隊等の長に配布する。

2 自衛官退職時における応募者の確保

部隊等の長は、自衛官退職時における予備自衛官志願者の確保を重視して、予備自衛官の募集を効果的に実施するとともに、任期満了による退職、依願退職又は定年退職の手續と並行して、予備自衛官志願者を極力確保することに努めるものとする。

3 採用割当てに当たり考慮すべき事項

- (1) 達第 9 条の規定に基づき、地方総監の担当地方協力本部長に対する採用割当員数等の通知は、志願者の実情に応じて行うこととし、これと並行して達第 7 条第 1 項の規定に基づき、地方総監の作成する予備自衛官志願者連名簿の備考欄には、採用希望序列及び現住所の確認の要否を記入するものとする。
- (2) 前号において、地方総監は、次の優先順位を考慮するものとする。
 - ア 月別採用員数の確保

イ 幹部、准尉及び曹士別の採用員数の確保

ウ 職域別採用員数の確保

4 退職時に予備自衛官を志願しない者の離職者身上書の作成等

(1) 部隊等の長は、自衛官退職時に予備自衛官を志願することなく退職した1佐以下の者（退職前の勤務期間が1年未満の者を除く。）の離職者身上書（訓令別紙様式と同じ。）を、幹部であった者については1部を、准尉及び曹士であった者については2部を、それぞれ作成して、当該部隊等の所在地を警備区域内に含む地方隊の地方総監に提出し、又は送付する。ただし、幹部であった者に係る離職者身上書の勤務成績欄は記入しないものとする。

(2) 地方総監は、前項により送付を受けた離職者身上書の1部を、退職後1か月以内に担当地方協力本部長に送付するとともに、准尉及び曹士であった者に係る他の1部は、当該者の人事記録書類入れに収納する。

5 任用の基準

(1) 訓令第7条第4号に規定する「退職前の勤務成績が不良であった者」とは、次に掲げる者の一に該当する者とする。

ア 勤務に著しく積極性を欠いた者

イ 規律違反の常習であった者

ウ 能力が著しく劣等な者

(2) 訓令第7条第5号に規定する「その他予備自衛官としてその職務に必要な適格性を欠く者」とは、懲戒免職となった者又はその他客観的事実に基づき予備自衛官として不適任と認められる者とする。

6 免職の基準

(1) 訓令第12条第1号に規定する「勤務成績がよくないとき」とは、訓練招集時の勤務に著しく積極性を欠く場合又は規律違反が常習的である場合とする。

(2) 訓令第12条第2号に規定する「心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき」とは、予備自衛官の任免を行う者の指定する医師の診断に基づき、職務の遂行に支障があると認められるときとする。

(3) 訓令第12条第3号に規定する「前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき」とは、客観的事実に基づき、予備自衛官に必要な適格性を欠くと認められるときとする。

(4) 訓令第12条第5号、第6号及び第8号の規定に該当して予備自衛官を免職することができる場合は、次の一に該当する場合とする。

ア 故意に基づく重大な規律違反、悪質又は破廉恥的な刑事事犯に該当する規律違反その他自衛隊に対して重大な不利益又は影響を及ぼす規律違反があったとき。

イ 訓練招集中において自衛隊法第61条第1項に規定する政治的行為を行った場合で、その行為が悪質であると認めるとき。

ウ 正当な理由がなく無届で引続き2回以上訓練招集に応じなかつたとき又は3か月以上所在不明であるとき。

7 配置指定要領

(1) 配置先の抽出

各地方総監は、次により、配置先を抽出する。

ア 警備区域に所在する全ての機関、部隊の配置を対象とする。

イ 招集区分は、防衛招集、国民保護等招集、災害招集とし、配置先の抽出に当たっては、各招集区分に共通する配置先と共通しない配置先とを分けて抽出するものとする。

ウ 配置先の抽出様式を別紙様式のとおりとする。

エ 抽出に当たっては、配置先の指定要領を明確化するために標準化した配置先一覧表（別紙第1）を活用するものとする。なお、標準化した配置先一覧表は、各総監部の運用上の要求に基づく新たな配置先の抽出、指定を妨げるものではない。

オ 別紙第1と同じ配置先を抽出する場合であっても、適格性・適性評価欄等を変更する場合には、別紙様式の各欄に下線を入れるものとする。

カ 別紙第1以外の配置先を抽出する場合には、別紙様式の備考欄に招集区分を明記するとともに、別紙様式の各欄に所要事項を記入するものとする。

(2) 抽出した配置先への配置指定

各地方総監は、次により、抽出した配置先に予備自衛官を配置指定する。

ア 警備区域内に居住する予備自衛官を対象とする。

イ 指定様式は別紙様式のとおりとする。

ウ 対象者の階級、採用区分、保有資格、主な部隊経験、適格性・適性評価に係る情報を確認し、配置分類一覧表（別紙第2）を活用して、適性のある配置の分類を選定するものとする。

エ 配置指定に当たっては、配置先の抽出結果（別紙様式）を基に、別紙第2により分類した配置ごとに絞り込むとともに、本人の希望や他の予備自衛官との配分を踏まえ、実施するものとする。

オ 配置指定先は、出頭調整及び対象者の活用範囲の柔軟性を確保するため、共通配置を含め3配置を標準とする。

カ 予備自衛官が招集に応じない場合を想定し、同一配置に対して所要人数以上の予備自衛官を配置指定することができるものとする。その場合、別紙様式の所要人数欄の変更は要しないものとする。

(3) 配置指定の時期

配置指定の実施時期を採用時（予備自衛官補にあつては予備自衛官任官時）とする。また、継続任用時のほか年1回、特定の時期に配置の見直しを実施することとし、達第21条に規定する練度評価が不十分と判断された者については、適宜配置の見直しを実施するものとする。

(4) 配置指定結果の報告

各地方総監は、予備自衛官の配置指定（別紙様式）を、年度の招集訓練開始前までに、海上幕僚監部防衛部長へ通知するものとする。

標準化した配置先一覧表

部隊等	配置先			幹部	准曹士	分類 番号	適格性・ 適性評価	類型	保有資格、職域特技等	招集区分
	隊、部、課、科	班、係、掛	配置							
総監部	防衛部	第3幕僚室	航空作戦幕僚	○		⑦	要	Ⅲ	航空用兵幹部	共通
総監部	防衛部	第3幕僚室	機雷作戦幕僚	○		⑦	要	Ⅲ	機雷掃海幹部	共通
総監部	防衛部	第3幕僚室	オペレーション	○	○	⑦	要	Ⅲ	船務幹部、電測員、通信員	共通
総監部	防衛部	第4幕僚室	造修	○		⑦	要	Ⅱ	艦船装備幹部	共通
総監部	防衛部	第4幕僚室	補給	○		⑦	要	Ⅱ	経補幹部、経理幹部、補給幹部	共通
航空群	司令部	司令部勤務	広報		○	②	要	Ⅲ	—	共通
航空群	司令部	司令部勤務	運用作業		○	⑦	要	Ⅱ	航空管制員、地上救難員	共通
航空群 (潜水艦隊)	司令部	庶務班	庶務		○	②	不要	Ⅱ	—	共通
基地業務隊	総務科	総務係	人事		○	②	要	Ⅱ	—	共通
基地業務隊	総務科	総務係	文書交換		○	②	不要	Ⅱ	—	共通
基地業務隊	会計科	給養係	給養		○	③	不要	Ⅱ	調理師、給養員	共通
基地業務隊	施設科	施設係	ボイラ		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	蒸気員、ボイラ技士	共通
基地業務隊	車両科	車両係	車両		○	③	不要	Ⅱ	大、中自免等	共通
基地隊	管理科	管理係	電気		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	電機員、施設員、電気工事士	共通
基地隊	総務科	総務係	警衛		○	①	不要	Ⅱ	—	共通
基地隊	補給科	資材係	資材		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	補給員、フォークリフト	共通
基地隊	総務科	総務係	ボイラ		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	蒸気員、施設員、ボイラ技士	共通
基地隊	厚生隊	厚生班	厚生		○	⑦	不要	Ⅱ	経理員	共通
基地隊 (基地分遣隊)	補給科	補給係	給食		○	③	不要	Ⅱ	調理師、給養員	共通
基地隊 (基地分遣隊、防備隊)	総務科	総務係	車両		○	③	不要	Ⅱ	大、中自免等	共通
基地隊 (防備隊)	総務科	総務係	衛生		○	⑦	不要	Ⅱ	衛生員	共通
航空基地隊	航空基地隊本部	運用班	運用		○	②	不要	Ⅲ	—	共通
航空基地隊	運航隊	気象班	作業		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	運航隊/気象予報士	共通
航空基地隊	運航隊	地上救難班	作業		○	⑦	不要	Ⅱ	地上救難班勤務	共通
航空基地隊	運航隊	運航班	飛行承認/飛行要務	○	○	⑦ ⑧	要	Ⅱ	航空管制員 管制士	共通

部隊等	配置先			幹部	准曹士	分類 番号	適格性・ 適性評価	類型	保有資格、職域特技等	招集区分
	隊、部、課、科	班、係、掛	配置							
航空基地隊	衛生隊	医務班	班長／医務	○		⑦ ⑧	不要	Ⅱ	医科幹部、医師免許	共通
航空基地隊	衛生隊	医務班	衛生		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	衛生員、医療関係	共通
航空基地隊	衛生隊	医務班	救護		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	衛生員、医療関係	共通
航空基地隊	管理隊	車両班	運転		○	③	不要	Ⅱ	大、中自免等	共通
航空基地隊	管理隊	施設班	作業		○	⑦	不要	Ⅱ	施設員	共通
航空基地隊	管理隊	営繕班	電気		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	電機員、施設員、電気工事士	共通
航空基地隊	警衛隊	警衛班	警衛		○	①	不要	Ⅱ	—	共通
航空基地隊	経理隊	経理班	経理		○	⑦	要	Ⅱ	経理員、経理隊勤務	共通
航空基地隊	厚生隊	給養班	給食		○	③	不要	Ⅱ	調理師、給養員	共通
航空基地隊	本部	通信班	通信運用		○	⑦	要	Ⅱ	通信員	共通
航空基地隊	本部	総務班	庶務		○	②	要	Ⅱ	—	共通
航空基地隊	航空衛生隊	歯科班	班長	○		⑦ ⑧	不要	Ⅱ	歯科幹部	共通
航空基地隊	航空衛生隊	薬務班	班長	○		⑦ ⑧	不要	Ⅱ	薬剤幹部	共通
航空隊	本部	運用班	記録	○		⑦	要	Ⅲ	航空用兵幹部	共通
航空隊	本部	総務班	文書		○	②	要	Ⅱ	—	共通
航空隊	本部	資材班	資材班員		○	⑦	要	Ⅱ	補給部隊勤務	共通
航空隊	列線整備隊	列線班	資材		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
航空隊	列線整備隊	列線班	記録		○	⑦	不要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
航空隊	列線整備隊	航空機班	作業		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
整備補給隊	検査隊	機体検査班	作業		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員	共通
整備補給隊	検査隊	電機計器検査班	作業		○	⑦	要	Ⅱ	航空電機計器整備員	共通
整備補給隊	検査隊	発動機検査班	作業		○	⑦	要	Ⅱ	航空発動機整備員	共通
整備補給隊	航空機整備隊	機体班	板金		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員	共通
整備補給隊	航空機整備隊	電機計器班	電機		○	⑦	要	Ⅱ	航空電機計器整備員	共通
整備補給隊	航空機整備隊	発動機班	プロペラ		○	⑦	要	Ⅱ	航空発動機整備員	共通
整備補給隊	航空機整備隊	機体班	材料試験		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員	共通
整備補給隊	航空機整備隊	機体班	塗装		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員	共通
整備補給隊	電子整備隊	レーダ班	レーダ		○	⑦	要	Ⅱ	航空電子整備員	共通
整備補給隊	武器整備隊	救命器材班	浮舟・胴衣		○	⑦	要	Ⅱ	航空武器整備員	共通
整備補給隊	武器整備隊	救命器材班	落下傘		○	⑦	要	Ⅱ	航空武器整備員	共通

部隊等	配置先			幹部	准曹士	分類 番号	適格性・ 適性評価	類型	保有資格、職域特技等	招集区分
	隊、部、課、科	班、係、掛	配置							
整備補給隊	補給隊	補給班	調査・作業管理		○	⑦	不要	Ⅱ	補給員	共通
整備補給隊	補給隊	資材係	資材		○	⑦ ⑧	要	Ⅱ	補給員、フォークリフト	共通
整備補給隊	補給隊	資材係	被服		○	⑦	要	Ⅱ	補給員	共通
整備補給隊	補給隊	燃料班	給油掛員		○	⑦ ⑧	要	Ⅱ	補給員、大型、危険物	共通
整備補給隊	補給隊	燃料班	タンク		○	⑦ ⑧	要	Ⅱ	補給員、危険物	共通
整備補給隊	本部	輸送統制班	輸送統制		○	⑦	要	Ⅱ	補給員	共通
整備補給隊	本部	運用班	計画		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
整備補給隊	本部	運用班	教育訓練		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
整備補給隊	本部	整備統制掛	整備統制		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
整備補給隊	本部	整備統制班	計画		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
整備補給隊	本部	総務班	人事		○	②	不要	Ⅲ	—	共通
整備補給隊	本部	品質管理班	航空機		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員	共通
整備補給隊	本部	品質管理班	品質管理班員		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
整備補給隊	本部	品質管理班	整備用器材		○	⑦	要	Ⅱ	航空機体整備員等	共通
教育隊	教育部	教務係	教務		○	②	不要	Ⅲ	—	共通
教育隊	厚生科	厚生係	被服		○	⑦	不要	Ⅱ	経理員	共通
教育隊	総務科	総務係	車両		○	③	要	Ⅱ	大、中自免等	共通
教育隊	補給科	給食係	給食		○	③	不要	Ⅱ	調理師、給養員	共通
教育隊	補給科	経理係	給与		○	⑦	不要	Ⅱ	経理員	共通
教育隊	補給科	補給係	補給		○	⑦	不要	Ⅱ	補給員	共通
教育隊 (候補生学校)	教育部	教官(学校教官)	運用/機関/航海船務等	○	○	④	要	Ⅲ	艦艇用兵幹部、運用員等	共通
教育隊 (候補生学校)	教育部(総務部)	教材係	教材		○	⑦	不要	Ⅱ	要務員、応急工作員、 経理員、補給員	共通
教育隊(候補生学校)	総務科	人事係	人事		○	②	要	Ⅲ	—	共通
教育隊 (候補生学校)	総務科	総務係	庶務		○	②	要	Ⅱ	—	共通
術科学校 (候補生学校、教育航空隊)	学生隊	本部(学生班)	学生隊(庶務)		○	②	不要	Ⅲ	—	共通

部隊等	配置先			幹部	准曹士	分類 番号	適格性・ 適性評価	類型	保有資格、職域特技等	招集区分
	隊、部、課、科	班、係、掛	配置							
警備隊	水中処分隊		衛生		○	⑦	不要	Ⅱ	衛生員	共通
警備隊	本部	運用班	運用	○	○	⑦	要	Ⅱ	航海幹部等、電測員 掃海機雷員	共通
警備隊	本部	総務班	経理・補給		○	⑦	不要	Ⅱ	経理員、補給員	共通
警備隊	本部	総務班	庶務・文書		○	②	要	Ⅱ	—	共通
警備隊	陸警隊	陸警班	陸警		○	①	不要	Ⅱ	—	共通
警備隊	本部	総務班	人事	○		②	要	Ⅱ	—	共通
防備隊 (警備所)	総務科	総務係	警衛		○	①	要	Ⅱ	—	共通
警備隊	港務隊		(電測員)		○	⑥	不要	Ⅲ	電測員、支援船等勤務	共通
警備隊	港務隊		(通信員)		○	⑥	要	Ⅲ	通信員、支援船等勤務	共通
警備隊 (航空基地隊)	港務隊		(甲板員)		○	⑥	不要	Ⅲ	運用員、支援船等勤務	共通
警備隊 (航空基地隊)	港務隊		(機関員)		○	⑥	不要	Ⅲ	ディーゼル員、機関員、支援船等勤務	共通
警備隊 (航空基地隊)	港務隊		(航海員)		○	⑥	不要	Ⅲ	航海員、支援船等勤務	共通
警備隊 (航空基地隊)	港務隊		(幹部)	○		⑥	要	Ⅲ	艦艇幹部等、支援船等勤務	共通
造補所	艦船部	艦船補給科補給係	補給		○	⑦	不要	Ⅱ	補給員	共通
造補所	資材部	資材第4係	被服／糧食		○	⑦	要	Ⅱ	補給員、給養員	共通
造補所	資材部	資材第5係	燃料		○	⑦	要	Ⅱ	補給部隊勤務	共通
衛生隊	衛生科	医務係	医務		○	⑦	不要	Ⅱ	衛生員	共通
衛生隊	総務科	総務係	総務		○	②	不要	Ⅱ	—	共通
病院	医事課	医事係	医事		○	②	不要	Ⅱ	—	共通
病院	看護課		看護		○	⑦ ⑧	不要	Ⅱ	衛生員、看護師	共通
病院	総務課	管理係	ボイラ		○	②	不要	Ⅱ	蒸気員、施設員、ボイラ技士	共通
病院	総務課	総務係	総務		○	②	要	Ⅱ	—	共通
総監部【捕虜収容所】	総務課	総務班	総務		○	②	要	Ⅰ	—	防衛
総監部【捕虜収容所】	総務課	管理班	管理(資材・被服)		○	⑦	要	Ⅰ	補給員	防衛
総監部【捕虜収容所】	処遇整備課	処遇班	班長	○		②	要	Ⅰ	—	防衛
総監部【捕虜収容所】	処遇整備課	処遇班	服務・懲戒	○		②	要	Ⅰ	—	防衛

配置分類一覧表

分類番号	配置の分類	対象者	保有資格	主な部隊経験	適格性・適性評価	共通配置
①	警備要員	全ての幹部 / 准曹士	—	—	—	○
②	管理要員 (庶務、家族支援、広報)		—	—	—	○
③	管理要員 (車両、給養)	指定幹部 / 指定准曹士	有 (大型1種、調理師等)	—	—	○
④	教官要員		—	各術科学校	—	
⑤	司令部要員		—	配置先による	適格性/ 適性評価	
⑥	支援船要員		—	艦船勤務	配置先による	配置先による
			有 (3級海技士(航海)等)			
⑦	後方支援要員		—	配置先による	配置先による	
⑧			有 (看護師等)	—	配置先による	

予備自衛官の配置の抽出・指定

総監部名： ○○総監部

年 月 日作成

(防衛招集、国民保護等招集、災害招集)

部隊等	配置先			階級		所要人数		分類番号	所要の有無		類型	保有資格 職域特技等	備考	配置指定		
	隊、部、課、科	班、係、掛	配置	幹部	准曹士	幹部	准曹士		適格性	適性評価				階級	氏名	備考
○○総監部	防衛部	第3幕僚室	航空作戦幕僚	3佐		1		⑦	有	有	Ⅲ	航空用兵幹部		予備3佐	○○○○	適格性・適性評価申請
××基地隊	総務科	総務係	車両	士長		3		③	無	無	Ⅱ	大型1種		予備3曹	××××	
														予備士長	△△△△	
														予備士長	□□□□	

表中の「類型」については、付紙のとおり。
 表中の不要の文字は削除して使用するものとする。

配置の種類

種類	考え方	配置の例
種類Ⅰ (有事等臨時配置型)	有事等事態発生の際に、臨時に編成される部隊等に直接配置	捕虜収容所 総務課 総務班 総務 捕虜収容所 処遇整備課 処遇班 服務・懲戒 等
種類Ⅱ (増強配置型)	有事等事態発生時に人的所要が増大する陸上部隊等の所要の部署に、増強要員として配置	総監部 防衛部 第3幕僚室 航空作戦幕僚 航空基地隊 衛生隊 医務班 救護 等
種類Ⅲ (充足向上型)	艦艇要員、航空要員等の戦闘職域要員が配員されている共通配置等に、当該要員の代替要員として配置	航空群 司令部 司令部勤務 広報 教育隊 教育部 教官 運用 等